（毎週月・水・金曜日発行）　青森県報　号外第91号　（１）平成23年12月14日　水曜日

青森県報

号外第九十一号

平成二十三年十二月十四日（水曜日）

目　次

監査委員

○包括外部監査結果に対する措置の公表……（事務局）…一

監　査　委　員

包括外部監査結果に対する措置の公表

平成20年度、平成21年度及び平成22年度の包括外部監査の結果に基づき、青森県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第６項の規定により、措置の内容を公表する。

平成23年12月14日

青森県監査委員　泉山哲章
同　元木篤子
同　工藤兼光
同　岡元行人

○　平成20年度分

監査箇所名	監査項目	監査結果	措置の内容
原子力立地対策課	電源立地地域対策費補助（設備設置・購入事業）	［事業実施状況報告書の記載内容について］ 交付規則上、市は県に対して、青森県電源立地地域対策交付金交付要綱に基づき交付前執行を行った場合には、年度中でも四半期ごとに事業の実施状況を報告しなければならない。監査の結果、第２四半期報告書では事業進捗率が35.05％となっていたが、第３四半期のそれは０％と記載されていた。この記載は明らかに整合性を欠くものであり、原子力立地対策課のチェック体制が不十分であったと考える。	今後の同様の事態の再発防止のため、各担当者に対し注意喚起を行った。また、記載内容について担当者の確認の他、複数者による再確認を行うこととした。
原子力立地給付金事業	［補助金に含まれる消費税の還付について］ 「電源立地地域対策交付金規則」第21条において、交付金事業者は交付金に係る消費税等の仕入税額控除税額が確定した場合には、主務大臣に報告するとともに、条件に適合した場合には消費税等の返還を行うこととされている。本県の補助金交付要綱には該当する条項が無く、交付事業者への交付金交付決定通知書第６に記載があるのみであるため、返還の必要がない場合には「別記様式　仕入税額報告書」の提出を受けていないことが明らかとなった。平成19年度の返還の必要性はないことは確認できたが、交付金規則に定められた規定は間接交付者として交付要綱に明記するべきである。	平成22年９月13日に交付要綱の改正を行い、消費税等の仕入控除税額が確定した場合の知事への報告及び交付金返還の規定を整備した。
	［割引拒否者・不能者に関することについて］ 経済的理由から所在不明となっている需要家のみならず、原子力施設に対する思想・心情的理由から、電気料金割引を長期間拒否している需要家等も数多く存在している。その住民等が、心情の変化により過去の受取拒否分についても遡って受取りを希望した場合には、現行実務上、不交付とするに当たって口頭での意思確	平成23年４月１日に交付要綱の改正を行い、住民からの交付申請に対して拒否できる旨の規定を整備した。

		認を拠り所とせざるを得ない状況にある。 住民は法の下に平等であり、その理念に従って交付事務が行われているが、過去の意思決定の証拠となる文書として残しておかなければ、住民の権利意識の高まりとともに、交付する自治体側の対応に不都合が生じると考える。もし県が今後も過去の交付不能情報を保有し続けないのであれば、住民からの交付申請に対して拒否できる旨の条項を補助金交付要綱に定める必要があると考える。	
原子力安全対策課	モニタリング等広報事業	[国庫交付金の事業窓口への事業実績報告書の操作について] 本事業の財源はエネルギー総合対策局が窓口となって受け取る国庫交付金である。実施部局である当課は、エネルギー総合対策局に事業実績を報告しているが、その実績報告書の事業費内訳と決算統計節別集計表の内訳金額が不一致となっている（なお、事業費合計は一致している）。 原因は主として、令達先が決算統計節別集計表上で旅費、使用料及び賃借料を架空計上したことによるものであり、明らかな事業間の流用である。ルールとして節間の事業費流用には所定の決裁行為があるべきであるが、本事業については令達先で決裁を受けた形跡はない。 当課では、財政課への提出時に、令達元（エネルギー総合対策局）の決裁は慣行として受けていないとのことである。予算の令達先が令達元に対して、支出実績について決裁行為を経ることなく、個人的に操作して報告する実態は、組織管理上の不適正事項である。この事例では、いわば、令達元・令達先・財政課の三者間での三重帳簿状態となっている。部局間の文書であっても、令達先は令達元に対して、責任感を持って正確な数値を報告するべきであり、通常の決裁行為と同様に、公文書として決裁を受けるべきである。	実績報告書及び決算統計節別集計表の内訳について、事業毎の執行実態と突合し、反映したものとした。 また、当初予算に過不足が生ずることとなった際には、予算の補正等を行うことで適切な予算執行とした。
		緊急時連絡網整備事業	[実績数値の集計・記入の正確性について] 本事業の実績費実績が、節別統計集計表には正確に集計・記入されていない。 意図的な数値の操作があるために、緊急時連絡網整備事業の全体金額も、予算額と実績金額が２つずつの数字を持ち、矛盾が生じている。こうした二重帳簿のような不適切な財務事務は、速やかな改善が必要である。	決算統計節別集計表の節別の内訳について事業毎の執行実態と突合し、反映したものとした。 また、当初予算に過不足が生ずることとなった際には、予算の補正等を行うことで適切な予算執行とした。
原子力センター	環境放射線等モニタリング事業	[事業間の事業費流用について] 総務担当者は、年間を通して事業別の支出実態をほとんど把握していないことから、事業別金額の集計を行うにあたって、細節・節別予算額の金額を実績額に操作的にあてはめ、最後に生じた経理表上の節別金額との差額を、いずれかの事業の金額に埋め込むことで、作業を終了しているのが実態である。 これに対して、事業を行う担当課では、実際の事業担当者が経済実態に適合した証拠書類を保管しており、外部監査人に対しての概要説明は事業担当者が行う。国庫事業の場合には、国への実績報告も同様である。事業担当者はそれなりの金額的な根拠と計数データを有していることから、結局は同一事業の歳出データの不一致・不整合が明らかとなる。つまりは、一つの事業について二つの実績データ（国庫補助金事業では三	決算統計節別集計表の節別の内訳について事業毎の執行実態と突合し、反映したものとした。 また、当初予算に過不足が生ずることとなった際には、予算の補正等を行うことで適切な予算執行とした。

	つ）が同一部局内で集計されている。	
環境放射線テレメーターシステム等運用事業	［事業別の事業費実績の不正確性について］ 以下の支出科目に関して、正しい実績数値が節別統計集計表に記入されていないことがわかった。 ①　委託料 実際の委託料の支払金額は91,684千円であるにもかかわらず、93,014千円が実績として決算統計節別集計表に計上されている。このような会計実務が県では一般的に行われているが、好ましい会計実務ではない。実績金額はあくまで実際の支払額である91,684千円として報告する必要がある。 原子力センターが数字を意図的に調整する理由は、他の事業から金額を付け替えることで予算の余剰をなくすことによって、今後の予算が削減されることを阻止できると考えるためである。 ②　役務費 テレメータ回線使用料11,712千円が正確な支払金額であるが、11,795千円を実績として計上している。これは17年度の実績数値であり、19年度の当初予算金額でもある。役務費はこの他に火災保険料53千円が予算として計上されている。しかし、火災保険料は実際には15千円しか支払っておらず、現在、表示盤には火災保険は掛けていない。つまり、その合計額である11,727千円が正しい実績数値であるが、操作的に当初予算どおりの11,848千円を実績数値としている。	決算統計節別集計表の節別の内訳について事業毎の執行実態と突合し、反映したものとした。 また、当初予算に過不足が生ずることとなった際には、予算の補正等を行うことで適切な予算執行とした。
クロスチェック実施事業	［事業別実績数値の不正確性について］ 旅費は予算も実績も251千円になっているが、これは予算金額であり、正確な実績額は第１回検討会（六ヶ所）２千円、第２回検討会（千葉）180千円、第２回検討会（青森）５千円（５人）の合計189千円であった。しかし、この実績は決算統計節別集計表には反映されておらず、実績数値が実態に対して62千円の過少表示となっている。	決算統計節別集計表の節別の内訳について事業毎の執行実態と突合し、反映したものとした。 また、当初予算に過不足が生ずることとなった際には、予算の補正等を行うことで適切な予算執行とした。
原子力センター維持管理事業（国庫交付金分）	［決算統計節別集計表の委託料合計金額について］ 決算統計節別集計表の金額は20,091千円であるが、委託料調から当該事業に係る委託費を集計した結果は16,719千円である。この過大計上分は、他事業からの流用である。	決算統計節別集計表の節別の内訳について事業毎の執行実態と突合し、反映したものとした。 また、当初予算に過不足が生ずることとなった際には、予算の補正等を行うことで適切な予算執行とした。
環境放射線等技術者研修事業	［他事業間の同一節間の予算流用について］ 当事業の旅費予算額は899千円、決算統計節別集計表上の旅費も899千円であり、一見予算額通りに執行がされているように見える。しかしながら、監査人が実際に月別に集計すると、決算統計節別集計表の額を超過する結果となった。 ここで重要なことは、個別事業において旅費予算を超過してしまった事実があることだけではなく、その事実が、他の事業との予算流用によって、適切に決算統計節別集計表に表現されることなく隠蔽されたことにある。原子力センターにおける支出のほとんどが国庫支出金でカバーされるためか、この事業にかかる旅費の実績は事業別に厳密には行われておらず、国庫から交付される放射線監視等交付金にかかる付帯雑費としてしか整理していない。	決算統計節別集計表の節別の内訳について事業毎の執行実態と突合し、反映したものとした。 また、当初予算に過不足が生ずることとなった際には、予算の補正等を行うことで適切な予算執行とした。

		県予算は、事業ごとに立案していることを考えると、実績集計も事業ごとに厳密に行うべきであり、安易に事業間で流用することは妥当ではない。	
原子力安全対策課	原子力防災計画修正等事業	［決算統計節別集計表の不実記載について］ 平成17年度から平成19年度においては、事業として支出実績が全くないので、決算額は、０円となるはずである。しかし、決算統計節別集計表上では、平成17年度365千円、平成18年度537千円、平成19年度374千円という金額が不正に記載されている。担当者の話では、他の事業で使用した金額をここに記載してしまっているとのことであった。また、監査の際に提出を受けた事業概要の説明資料上も、この374千円の誤った決算額とともに、「県原子力防災計画の修正等について検討を実施した。」との記載もあった。 決算や実績の報告が正確に行われていないのは、非常に問題である。特に、本事業のように不測の事態に備えて予算を計上している場合においては、支出が全くない場合には、０円という正しい記載がなされないと、その余った予算を他の事業に流用するなど、決算や予算獲得の調整弁に利用されるおそれがあるので、現状のような事務手続きは、今後改める必要がある。	決算書類について、事業の執行実態を正確に反映したものとした。 また、当初予算に過不足が生ずることとなった際には、予算の補正等を行うことで適切な予算執行とした。
		［計画修正の要否の検討について］ 関係市町村との打ち合わせは、かしこまって行ってはいないものの、防災訓練や他の会合などの場で、適宜、情報交換や話し合いを行い、計画の修正の要否については、その際に検討しているとのことであった。 その結果、平成19年度においては、その計画修正の必要性がなかったということで、原子力部会の委員を集めて会議を行わなかったのが実情である。結局、現状では、計画変更の要否についての判断がどのようになされたのかについて、確認できる資料は全くない。 明らかに計画修正の必要がないのであれば、いちいち委員を集めて会議を開催し、関係市町村に出向いて打ち合わせを行う必要はないと思うが、事務手続きとしては、毎年、計画修正の必要性について、防災会議の各委員や関係市町村の担当者から文書やメールにより意見を伺って、修正の必要があるか否かの検討を行い、その検討プロセスは記録に残しておくべきである。	関係機関等から意見があった場合も含め、その都度修正すべきか否かを判断することとし、その結果は課内決裁の手続きを行い、記録として残すこととした。
エネルギー開発振興課	むつ小川原企業対策費事業	［決算統計節別集計表上の計上額について］ （旅費） 決算統計節別集計表の旅費の決算額は987千円であったが、これは、予算の金額と全く同額である。しかし、予算積算どおりに会議は行われていないため、決算額が予算どおりになるはずはない。 （使用料及び賃借料） 使用料のうち17千円は、「むつ小川原総合交通対策連絡協議会サイクル対策調整連絡会議」のための会場使用料なので、決算統計節別集計表上、本事業で計上すべきものではなく、地域振興対策事業で計上すべきだった。	今後、事業実績の正確な把握に努め、適切な予算執行がなされるよう万全を期することとした。（当該事業は、平成20年度で廃止した。）。
むつ小川原原燃興産株式会社	むつ小川原原燃興産（株）	［出資の評価・意義の積極的な公表について］ 本法人の場合には県の出資比率が25％のため、県の公社等に関する監視対象でもあり、監査委員の監査対象法人でもある。つまり、	本法人は就業の場の確保と県民所得の向上等地域振興に資する目的で設立された経緯があることから、平成20年12月から地元雇用状況、平

		県の管理コストも相当かかっていることから、投資の回収を中心として、出資の効果を説明する必要があると考える。実際、社員の多くは本県出身者であり雇用確保に貢献していること、取引関係はなくとも県が株主にいることで、下請け業者に本県企業が入っている実態もあるということであることから、投資に見合う県内経済への貢献が果たされていることを、もっと積極的に周知することが、県にとっても必要であると思われる。	成22年７月から県内企業との取引状況について、ホームページに掲載することとした。
東青地域県民局地域農林水産部	あおもり型バイオマス・チャレンジ支援事業	［審査委員会による事業採択について］ 県は、バイオマスの専門家を中心にアドバイザリーボード（構想策定支援として６名、事業化支援として６名）を設置し、そのメンバーの中から、チャレンジ支援事業に関する審査委員５名（構想策定支援３名、事業化支援２名）を選任し、事業採択について農林水産部長に進言することとした。この審査委員会は平成19年６月27日に開催されたが、出席者は構想策定支援の３名のみであり、この３名の採点により、最終的に採択が決定された。 出来るだけ幅広い視点から、事業化までを見込んだ採択が行われなければ、補助事業が無駄になると考える。特に、事業化を目的とすれば、事業化支援の専門家の中でも県の試験研究機関の意見は貴重なものだと考えるが、今回の欠席者には県工業総合研究センターの職員も含まれる。仮に、他のアドバイザリーボードメンバーや研究センター職員の代理出席という形も可能であれば、わずか３名とはならなかったと思うし、それが不可能であれば、少し多めに委員を選任し、その中から日程の都合がつく委員に出席依頼を行うようにできれば、県が当初の目標として設定した５名の専門家の意見と採点結果を反映した結論として、更に公正・公平な事業採択ができたものと考える。	「あおもりバイオマス・アドバイザリーボード」及びあおもり型バイオマスチャレンジ支援事業審査委員は、当該個人に委任しているものであるため、代理人の出席は不可能であった。 しかし、事業内容の審査は、より広い見地から行われるべきであるため、事業の審査会や外部委員から意見聴取する会議を行う場合は、可能な限り全審査委員の出席が可能な日程調整を図るよう対応した。 なお、「あおもり型バイオマス・チャレンジ支援事業」は平成19年度で廃止となっている。

○　平成21年度分

監査箇所名	監査項目	監査結果	措置の内容
市町村振興課 税務課	個人県民税	［納税義務者の捕捉］ 県の個人県民税の納税義務者の捕捉の努力は不十分である。納税義務者の捕捉について、県は積極的に取り組み、市町村に対しては主導的立場に立って指導・支援を行い、課税の公平の実現に向け努力する必要がある。	地方税法上、個人県民税の課税の権限は、市町村に専属しており、市町村に対し、引き続き、三税協力の推進など、必要な助言を行った。
中南地域県民局県税部	個人事業税	［事業税の算定について］ 税務署での確定申告書のデータ閲覧・処理票転記後の事業税の算定は全て手作業で行われており、相当の労力が投入されており、今後の改善が望まれる。	個人事業税の課税については、国・地方が連携して、所得税データを受信、活用するシステムを平成23年１月から導入し、その結果、原則として、各税務署に出向いた調査を廃止し、閲覧・転記作業がなくなったほか、税額計算を電算システムで行い、計算・端末入力作業の効率化が図られた。
税務課 東青地域県民局県税部 中南地域県民局県税部 三八地域県民局県税部 西北地域県民局県税部 上北地域県民局県税部 下北地域県	法人二税	［不申告法人の除却処理の規定について］ 法人を除却するという判断は、均等割の課税あるいは課税の公平性にも関係するものであり、極めて重要なものである。「除却処理」に関連する内部統制を強化し、業務の可視化、業務の標準化により、ミスの防止や課税の公平性の確保に資することが望まれる。また、	「不申告法人に係る法人県民税・事業税の事務処理要領」（平成23年３月31日付け総務部長通達）により、除却処理の統一的な基準等に関する事務処理要領を定めた。

民局県税部		業務の文書化は、担当者が変わった場合でも、業務の品質を一定水準に保つことにも有用である。	
税務課 三八地域県民局県税部	法人二税	［不申告法人の除却処理をする際の判断について　除却判断の不統一について］ 不申告の回数が１回で、電話による最初の調査から約１ヶ月で除却処理されている事例がある一方で、５年、６年と不申告を続けている会社に対し、平成20年度中に一度も実態調査が行われていない会社も存在している。最低限の判断の基準を作成し、それに基づいて業務を運用すべきであり、県全体としての基準あるいは指針を作成することが望まれる。	「不申告法人に係る法人県民税・事業税の事務処理要領」（平成23年３月31日付け総務部長通達）により、除却処理の統一的な基準を定めた。
		［不申告法人の除却処理をする際の判断について　破産手続開始登記について］ 「破産手続開始登記」されたことにより除却処理されている法人が見受けられる。除却することで、最低でも法人県民税均等割の賦課徴収の権利を放棄することにつながる。破産手続を開始した法人は、すぐに除却処理するのではなく、破産手続終結の決定を以て除却処理するのが原則であると思われる。もしくは、「破産手続開始登記」の事実を確認したら、遅滞なく調査を行い、会社としての実体を確認し、その結果を受けて初めて実体がなければ除却するというのが規定に基づく処理であるといえる。	「不申告法人に係る法人県民税・事業税の事務処理要領」（平成23年３月31日付け総務部長通達）により、破産手続を開始した法人を含め、不申告法人に係る除却に際し、実態調査の実施方法等の統一的な事務処理要領を定めた。
税務課 下北地域県民局県税部	法人二税	［不申告法人の除却をする際の事務手続きについて］ 不申告法人の現地調査を平成19年度中の１月や２月に行い、調査表上それ以降の記載がないにも係わらず、除却の決裁が平成20年度の４月、８月になされている例があった。本来であれば平成19年度中に除却処理がなされるべきであったものと推察され、平成19年度の数字が多すぎるため平成20年度に回したとも受け取られかねない。除却の決裁は遅滞なく行うべきである。	「不申告法人に係る法人県民税・事業税の事務処理要領」（平成23年３月31日付け総務部長通達）により、除却決裁後の速やかな事務処理について定めた。
税務課 東青地域県民局県税部 中南地域県民局県税部 三八地域県民局県税部 西北地域県民局県税部 上北地域県民局県税部 下北地域県民局県税部	法人二税	［休業処理に関連して］ 登記上の法人格は存在するものの、実体としての企業活動がなく、また清算手続を行う資金がない法人に関して休業届の提出により、実質的に均等割の納付を免除している場合があるが、地方税法や条例に基づく処理ではないため、その手続が周知されておらず、課税の公正性に若干の疑問を持たざるを得ない。現実的に必要な対応とも考えられるが、そうであればその手続の指針や要綱を作成し、周知しなければ結果としての公正が確保されないものと思われる。	「不申告法人に係る法人県民税・事業税の事務処理要領」（平成23年３月31日付け総務部長通達）により、法人から休業の届出があった場合の統一的な事務処理について定めた。
税務課	法人二税	［医療法人に関連して］ イ．「記載要領」のわかりやすさについて 県の「医療法人等に係る法人事業税申告書添付書類の記載要領」は、文字の羅列による説明で、非常に分かりづらい。決算事務を行う側の立場にたち、文字情報だけではなく一覧性のある表を付し、明瞭性のある理解しやすい「記載要領」又は「記載の手引」に改訂する事が望ましい。 ロ．消費税に関連して 県の「医療法人等に係る法人事業税申告書添付書類の記載要領」の中の収入科目の説明で消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）に関する言及が一切ない。消費税の理論的背景を考えると、「その他の収入金額について」	平成23年６月29日に記載要領を一部改正し、一覧性のある表を付すとともに、消費税の取扱いについても明記した。

		及び「益金に計上した消費税の額についての注意」を「記載要領」に記載することを検討することが望ましい。	
税務課 東青地域県民局県税部 中南地域県民局県税部 三八地域県民局県税部 西北地域県民局県税部 上北地域県民局県税部 下北地域県民局県税部	税務電算システムのコストと現状	［古い基本ソフトの使用中止］ 事務処理効率及びセキュリティなどの問題点から、できる限り最新のソフトウェアが稼動できるパソコンに切り替えていくべきである。	平成17年度に情報システム課で配布したパソコンについては、リース期間満了により最新のものに更新した。

○　平成22年度分

監査箇所名	監査項目	監査結果	措置の内容
会計管理課 （財政課 市町村振興課 県民生活文化課 環境政策課 健康福祉政策課 医療薬務課 高齢福祉保健課 こどもみらい課 障害福祉課 工業振興課 労政・能力開発課 構造政策課 林政課 農村整備課 観光企画課 原子力立地対策課）	総論	［基金の運用手続について］ 基金は確実かつ効率的に運用（基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法で保管）しなければならないが、県の基金運用方針は、「最も手間がかからず過去の慣行どおりの」方法で行っているにすぎない。複数の金融機関をリスク評価した上で、リターンを比較するという資金運用の基本ともいうべきプロセスを踏む必要がある。	出納局から、「青森県公金管理方針」及び「歳計現金及び基金の運用手順」に基づく手続を怠りなく実施するよう、基金所管部局長に通知した。 また、当該通知によって、今後は基金の運用の都度、これらの手続の実施経緯を、基金所管部局長から出納局への通知文書に明記させることとした。
財政課	県債管理基金	［金融商品選択手順の標準化について］ 運用先、運用商品決定に関する客観的・具体的手順等の整備を行い、より有利な運用を検討する必要がある。	運用先、運用商品について「歳計現金及び基金の運用手順」に基づき、長期運用が可能な部分については債券による運用も検討する中で、金融機関等からの情報収集を行い、金利面で有利な運用先、金融商品によることとし、新たに1年超の運用も実施した。
健康福祉政策課	災害救助基金	［基金残高の確保について］ 本県の基金残高は法令で定められた最少金額に167千円満たない状況である。法令で定める最少額を満たさないことについてのやむを得ない事情の説明もないため、法令で定めた最少額を満たす予算措置をするべきであった。	平成23年度当初予算措置において、最少額を満たすよう予算措置した。
		［備蓄物資の保管について］ 物資の現況確認を定期的に行い、使用できない物資は破棄するなどの管理をする必要がある。	東日本大震災により、備蓄物資のほとんどを活用したことから、改めて備蓄量等を含めた備蓄物資に係る基準を定め、定期的な現況確認を行うこととした。
		［備蓄物資の保管数量について］ 備蓄物資の必要な保管数量の根拠がはっきりしない。今後棚卸マニュアル等を作成し、適正な数量を算定するなどの対策が必要である。	東日本大震災により、備蓄物資のほとんどを活用したことから、改めて備蓄量等を含めた備蓄物資に係る基準を定め、適正な数量を確保することとした。
		［備蓄物資の評価について］ これまでの評価損の計上が不定期である。 評価替えが基金の残高に大きな影響をあたえることを考えると、今後棚卸マニュアル等を作成し、定期的に評価損を計上する必要がある。	東日本大震災により、備蓄物資のほとんどを活用したことから、改めて備蓄量等を含めた備蓄物資に係る基準を定め、定期的な評価額の実施を行うこととした。
医療薬務課	医療施設耐震化臨時特例基金	［定期預金の預入期間について］ 厚生労働省からの交付金の受入後、事務処理の遅延により運用の開始が遅れた	事務の進捗状況を管理するため、各職員から年間業務スケジュールを提出させ、これをグループマネ

		ため、資金運用の機会損失が生じている。	ージャーがチェックすることとし、事務処理遅延が生じないような管理体制を構築した。
高齢福祉保険課	地域福祉基金	［取崩目的の拡大解釈について］ この基金の処分は、高齢者の健康や福祉の増進に関する事業を行う民間の団体に対する補助等に要する経費の財源に充てる場合に限られているが、21年度の基金取崩額の一部を利用している健康啓発等事業は、広い年代の方が参加する事業で、基金の取崩目的を拡大解釈しているといえる。基金の処分については、条例を改正しない限り安易な拡大解釈は慎むべきものと考える。	基金の目的に合致するよう財源充当する事業の精査を図った。
	介護基盤緊急整備等臨時特例基金	［預入期間が同一の定期預金の運用について］ 預入期間が同一であるにも関わらず小口にしてしまったために、低利率になった定期預金がある。 預入期間が同一の定期預金の場合は、積極的に別証書で管理しなければならない場合を除き、有利な利率で運用すべきである。	預入する期間が１か月以上となる基金については、別段預金とはせず、全て大口定期預金等（金融機関・預入金額により、譲渡性預金・大口定期預金・スーパー定期預金など）に預入した。また、預入期間が同一となる場合は、同一の証書で管理し、有利な利率で運用することとした。
	介護職員処遇改善等臨時特例基金	［基金の流用について］ 予算総額（＝基金取崩額）と決算統計節別集計表を一致させるため、最初に賃金や委託費などの直接費を集計した後、予算残額を他の費目で充当するという恣意的操作により、集計された金額の中には基金の処分目的に合致しない支出が含まれることとなる。部で発生する共通経費の配賦について、県は早急に一定のルールを作成した上で、これを周知徹底する必要がある。	予算残額を基金の処分目的に合致しない他の費目で充当しないよう留意し、決算統計節別集計表についても、十分精査して調製することとした。共通経費については、課内各事業の支出額と予算額等の按分等により、適切な金額を積算することとした。
		［預入期間が同一の定期預金の運用について］ 預入期間が同一であるにも関わらず小口にしてしまったために、低利率になった定期預金がある。 預入期間が同一の定期預金の場合は、積極的に別証書で管理しなければならない場合を除き、有利な利率で運用すべきである。	預入する期間が１か月以上となる基金については、別段預金とはせず、全て大口定期預金等（金融機関・預入金額により、譲渡性預金・大口定期預金・スーパー定期預金など）に預入した。また、預入期間が同一となる場合は、同一の証書で管理し、有利な利率で運用することとした。
こどもみらい課	子育て支援対策臨時特例基金	［基金の概算取崩しについて］ 基金取崩が全て概算で行われているため、事業ごとの基金取崩額と執行金額の間に余剰と不足が発生しており、通算の余剰金が基金に戻され、新たに運用開始するまで運用利息を得られないことになる。 事業ごとの差額を最小化するため、事業所要額に対する取崩額の算定を厳密に行う必要がある。	基金の取崩に当たっては、当初予算編成時に確認した各事業の所要額を上限とした上で、事業担当課等に所要額を再確認するなど、事業所要額に対する取崩額を厳密に管理することとした。 なお、県及び市町村事業については、所要額が予算編成後の状況変化により予算額を上回る場合は、補正予算編成に係る対応状況等を確認した上で追加取崩を行うこととした。
障害福祉課	障害者自立支援対策臨時特例基金	［年度内の概算取崩しについて］ 基金の執行予定額を基金の事業ごとに管理してそれぞれの事業ごとに概算取崩しを行ったため、概算取崩額と執行額との間に多額の差異が生じ、繰戻金（未収金）が発生し、これにより運用収益の逸失利息が生じている。 今後は、執行予定額を基金全体でも把握し、概算取崩額との間に多額の差異が生じないように運用するべきである。	基金の取崩しに当たっては、各事業の執行に当たり不足することの無いよう取崩しを行っているところであるが、基金事業全体での執行状況及び各事業の執行見込額の精査により、取崩額と執行額との乖離を少なくするよう改善を図った。 その結果、平成21年度末の未収金：632,595千円に対して、平成22年度末の

			未収金：46,094千円となった。
労政・能力開発課	緊急雇用創出事業臨時特例基金	［別段預金について］ 別段預金が多用されているが、２カ月間から１カ月間の定期預金運用が可能であり、結果として運用の機会を失わせたことになる。現状の別段預金の多用を見直し、定期預金の運用をするべきである。	基金の運用は全て定期預金での運用とし、別段預金での運用は、年度末に満期となる定期預金を次年度当初すぐに取り崩す必要がある場合にのみ行うこととしているが、その場合にも年度当初速やかに取り崩すこととした。
		［基金の内の未収債権について］ 事業実施額が計画を下回ることで取崩し超過額が発生しており、基金に戻し、新たな運用に組み入れるまで運用利息を得られないことになる。 管理方法を見直し、基金取崩し額と事業費確定額の差額を最小化することが必要である。	基金の取崩については、年度当初の事業計画額を基に四半期毎に取崩計画を立て、事業の追加等により補正で事業計画額が変更になる場合には、取崩計画もその都度見直し、基金取崩額と年度末の事業費確定額の差額が最小となるよう努めるとともに、差額の最小化を図るため、年度末の補正時期に合わせて各事業の精算見込額調査を行い、調査によって生じた不用額については、定期預金による運用を図ることとした。
	ふるさと雇用再生特別基金	［別段預金について］ 別段預金が多用されているが、２カ月間から１カ月間の定期預金運用が可能であり、結果として運用の機会を失わせたことになる。現状の別段預金の多用を見直し、定期預金の運用をするべきである。	基金の運用は全て定期預金での運用とし、別段預金での運用は、年度末に満期となる定期預金を次年度当初すぐに取り崩す必要がある場合にのみ行うこととしているが、その場合にも年度当初速やかに取り崩すこととした。
		［基金の内の未収債権について］ 事業実施額が計画を下回ることで取崩し超過額が発生しており、基金に戻し、新たな運用に組み入れるまで運用利息を得られないことになる。 管理方法を見直し、基金取崩し額と事業費確定額の差額を最小化することが必要である。	基金の取崩については、年度当初の事業計画額を基に四半期毎に取崩計画を立て、事業の追加等により補正で事業計画額が変更になる場合には、取崩計画もその都度見直し、基金取崩額と年度末の事業費確定額の差額が最小となるよう努めるとともに、差額の最小化を図るため、年度末の補正時期に合わせて各事業の精算見込額調査を行い、調査によって生じた不用額については、定期預金による運用を図ることとした。
観光企画課	美術資料取得等基金	［企画展実行委員会との開催経費負担に関する契約について］ 「企画展実行委員会に要する経費の負担に関する協定書」には、企画展事業完了後の収支決算額にかかる具体的な「剰余金の処分に関する事項」がなく、収支決算額の不足額の補てんをどこまでするのか、及び剰余金の全額を県へ返戻がされるのか不明確である。	平成23年度に発足した企画展実行委員会から「企画展実行委員会に要する経費の負担に関する協定書」において「剰余金の処分に関する事項」について収支決算額の不足額の全額補填及び剰余金の県への全額返戻の旨を記載することとした。
教職員課	高等学校授業料減免事業等臨時特例基金	［補助金交付要綱の作成および支払業務の失念について］ 文部科学省からの交付金の交付決定後、業務の失念により実際の受入が遅れたため、資金運用の機会損失が生じている。	国からの交付金が県の基金に積立されていないことが判明した後、直ちに積立手続を行ったところであり、その後の基金管理にあたっては、基金の積立、取崩、利息積立の事務をその都度法令等に則し、遅滞なく行うこととした。 なお、各種交付金・基金など新たな制度が創設される場合には、必要な手続について複数の職員が確認することとし、遺漏のない事務処理を行うこととした。

市町村振興課	市町村振興基金	［貸付を受ける市町村等の要件について］ 資金の貸付けは条例に規定する要件を備えていなければならず、具体的基準を青森県市町村振興基金運用方針において定め、これを満たさない市町村には原則として貸付けを行わないものとしているが、基準を下回った市町村にも貸付を行っている。 例外の安易な適用は運用指針の形骸化に繋がりかねないことから、場当たり的な対応をせずに、慎重な検討を行い運用指針の改正を含めた対応を望む。	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の全面施行に伴い、平成22年度地方債同意等基準（平成22年総務省告示第133号）第三の一の２（2）に基づき、財政健全化計画策定市町村について、計画内容に問題がある又は実施が着実に行われていない市町村には原則として資金の貸付けを行わないこととして、平成23年３月16日付けで青森県市町村振興基金運用方針の一部改正を行った。
工業振興課	発電用施設等所在市町村等企業導入促進基金	［基金の運用について］ 別段預金での運用、大口定期預金の短期の預入による運用は、基金条例の最も有利な方法により保管しなければならないということに当てはまらない。有利な方法による運用に改善が必要である。	年度途中での新規貸付金の見込額を精査し、別段預金の額を減らした上で、大口定期預金の額を増やし、運用期間の延長（６ヶ月→１年）を行った。
財務指導課（全庁的対応）	物品管理について	［物品の管理について］ 物品の管理について、適正な処理が行われていない。	物品管理の適正な処理のため、次の対応を行った。 ・「財務事務の適正執行の確保について」（平成23年４月６日付け青財指第11号）の文書の発出により、各所属において備品標識のちょう付等について確認するとともに、重要物品の現物照合に係る事務手続について自己検査することとした。 ・「出納局からのお知らせ（平成23年６月）」の文書の発出により、包括外部監査結果の指摘内容及び物品管理に係る財務規則等の根拠法令について周知を図った。
中南地域県民局地域農林水産部	平成12年度共同防除組織等果樹産地体制強化緊急対策事業費補助金について	［補助金交付対象資産の確認方法について］ 県は補助金の負担者として、事業者から直接の確認はしなくても、市町村からの書面報告は受けるべきと思われる。	耐用年数期間中に財産処分が行われていないかを確認するため、耐用年数が残っている施設・機械等をリスト化し、市町村に対して対象リストの利用状況を書面で報告するよう指示を行った。
環境保健センター	平成13年度物品管理について	［備品出納票と備品シールとの日付の相違及び備品出納票の押印漏れ］ 重要物品のうち、高速液体クロマトグラフに貼付しているシールの受入日が間違っているので、修正すべきである。また、同備品出納票には使用職員の受領印が漏れていた。正しく押印すべきである。	指摘の対象となった物品については、シールの受入日を修正するとともに、備品出納票には使用職員の受領印を押印した。
		［備品シールの貼付について］ 重要物品以外の幾つかの物品にシールが貼付されていなかった。定期的にシールの貼付状況を観察し、剥がれていたら再度貼付するなどの措置が必要である。	指摘の対象となった物品については、シールを貼付した。 なお、指摘を受けた後は、随時、貼付状況を観察し適正に処理していくこととした。
三八地域県民局地域整備部	平成13年度物品管理について	［物品貸付調書への押印漏れについて］ 凍結防止剤散布装置の返納を受けた際、受入調書上の供用員の押印が漏れていた。上長は決裁文書中の押印を含めた内容等を正確に把握の上、決裁をする必要がある。	物品貸付調書へ押印し是正済。平成23年度には、様式改正により返却に伴う供用員の押印は不要となったが、現在、貸付に当たっては、物品と調書内容との間で誤りがないよう、担当者以外に、課長、副課長が内容を正確に把握し、部長決裁を受けている。また、返却に当たっては、担当者が物品と貸付調書を付き合わせた後、課長、副課長が物品と調書との内容を確認することとし

			た。
		［物品へのシール貼付について］ 災害用トイレが倉庫内に保管されていたが、シールが貼付されていなかった。	備品シールを貼付し是正済。
県立図書館	平成14年度 青森県立図書館における図書の収蔵能力について	［指摘事項への対応内容の公表について］ 指摘事項にあるような事態が回避されている旨を確認、図書の収蔵能力の観点では緊急性がなくなったとの結論を得ているからといって、新たな収蔵計画の具体的な策定は未だ行われておらず、新書庫収蔵計画等の公表などによって指摘に対する対応を明確にしていないのは十分な対応とはいえない。指摘への対応の継続的な公開も、又、重要であると認識すべきである。	図書の収蔵については、３年程度ごとに状況調査を実施しており、平成23年２月時点であと約８年で収蔵能力を超えると試算された。このため、書棚の増設や配置方法などの見直しを行いながら、引続き収蔵スペースの確保に努めるとともに、収蔵計画策定等の検討を進め、書庫の状況等をホームページで継続的に公表することとした。
	平成14年度 青森県立図書館の備品の管理について	［備品の管理方法の検討について］ 備品管理の方法について、何時、誰が、何をチェックして、それを確認したのは誰かということが記録されているものはなかった。 担当者の執務記録簿の作成や年度点検計画策定などによって指摘事項に対し、適切に対処すべきである。	備品の管理については、財務規則等により行っているが、県立図書館の取組として、点検手順を作成し、毎年度、何時、誰が、何をチェックして、それを確認をしたのは誰かということを記録することとし、より適切な備品管理を行うこととした。
文化財保護課	平成14年度 三内丸山遺跡委託費の指名競争入札について	［入札手続における自由競争原理の実効性について］ 問題となっている入札手続が真の意味での適正性を確保していたか否かという観点で、数値上の一致及び入札書の状況から、適正かつ公正な入札が行われたかについて強い疑念が残る。 また、類似する他の委託業務を検証すると、結果として高い落札率を繰り返したことは改善に向けた努力が不十分であったといわざるを得ない。 青森県としても疑念を持たれない入札手続を厳重かつ慎重に実施することはもちろんのこと、行政の効率化や適正化に向けた不断の努力が必要である。	県立美術館が行った平成21年度縄文時遊館清掃作業業務委託に係る入札について、不適正な事務処理が行われたことが判明したことから、県立美術館では入札執行時に財務規則上の適正な人員である３名体制で行うことなど、財務規則の遵守や競争原理が働くよう改善することとした。 平成22年度から縄文時遊館を管理することとなった文化財保護課では、同年度の各種委託業務に係る入札手続については、財務規則に基づき適正に処理を行っており、引き続き財務事務の適正執行に努めていくこととした。 また、平成23年３月29日付けで各所属長等に対して出納局長通知を発出し、所属職員に対して、必要な立会者の確保も含めた契約の締結方法及び事務手続の適正確保についての指導を徹底するなど、契約事務の適正執行の確保に万全を期することとした。
	平成14年度 三内丸山遺跡の物品の管理状況について	［重要物品の管理状況について］ 新たに設置した展示ケース１台の記載漏れがあった。また物品ごとに貼付される票の脱落している物品も認められた。	新たに設置した展示ケースの現在高報告書への記載漏れ及び備品供用票の貼付漏れについては記載漏れのあった分は追加した内容で現在高報告書を修正するとともに、備品シールを貼付した。 また、今後はこのようなことのないよう、重要物品の現物と重要物品一覧表を複数職員によりチェックし確認していく体制をとることとした。
		［物品の廃棄基準について］ 寄贈された物品などでその役目を終わったと思われる物などについて、保管されている状況は好ましくなく、廃棄の基準などを設定して適正な保管に努めるべきである。	寄贈物品等の保管状況について、当該物品が雑然と置かれ好ましくない状況にあることから、整理整頓した後、保管されている物品を明らかにした。

			なお、当該物品の保管に係る取扱いについては、三内丸山遺跡の普及啓発等に係る貴重な資料も含まれていることから、今後の利活用等用途を勘案し、定期的に廃棄するかどうかを判断しながら適正に管理していくこととした。
病院局	平成15年度棚卸資産の評価方法と払出方法について	［棚卸表の単価誤りについて］ 平成21年度末の薬品棚卸表のうち、物流在庫分の適用単価は実際の購入金額である平成21年度下期の購入単価を適用するべきであるのに、平成22年度上期の購入単価を適用していた。	単価誤り分の差額は払出の調整により是正した。 購入単価の変更があった際に、区分して適用できるよう棚卸資産評価システムを改修した。
	平成15年度棚卸差額分析の重要性について	［棚卸資産廃棄損の表示について］ 「棚卸資産廃棄損」として表示すべきものについて、財務規程を変えないまでも例えば備考欄に「棚卸資産廃棄損」の金額を表示する等の方法があるのではないかと考える。	平成22年度決算書収益費用明細書（たな卸資産減耗費）の備考欄に「うち廃棄損○○円」と表示した。
	平成15年度現品の管理（固定資産）について	［固定資産分類表について］ 固定資産分類表は、担当者が手書きで追加しているのみで改訂手続が行われていない。固定資産分類表は、病院の固定資産を種類別に分類する上で重要な判断基準であるので、適切な改訂手続きを経た上で実態に即した分類表とすべきである。	固定資産の取得の都度、手書きで追加していた「固定資産分類表」の細分類について、平成22年度末において、実態にあわせて分類区分を整理し、改訂した。
		［固定資産取扱要領について］ 包括外部監査の指摘を受け、当時の伺い書には「固定資産取扱要領（仮称）」の作成を検討するとの記載があったが、検討した事実は確認できず、未だ要領は作成されていない。病院は数多くの固定資産を適正に処理する必要があるため、業務の品質確保のためにも事務マニュアルが必要である。	
		［旧病院解体に伴う除却処理について］ 一部の資産について旧病棟の解体に伴う除却処理が未済である。それらは存在しない物品であり、仮に存在していたとしても旧病棟の取壊しにより使用不可能な状況にあるため、除却処理すべきものである。	平成22年度末において、固定資産処分手続を経て、使用不能等の状況にある固定資産の除却処理を行った。
		［処理科目の誤りについて］ フードスライサーやガス自動炊飯器、ガスレンジなどは器械備品処理が妥当と思われるが、建物付属設備に計上されている。貸借対照表上の科目は、予算で判断すべきものではなく、当該資産が有する性質及び機能等を勘案して判断すべきである。	固定資産取得時の設備又は器械備品の区分については、資産の性質及び機能に着目して判断するよう徹底し、適切に処理することとした。
	平成15年度固定資産台帳について	［固定資産台帳について］ 平成22年３月31日に取得した①医療情報システム一式、②栄養管理システムのオーダリングシステム接続機器等整備一式、③日立臨床検査システムのオーダリングシステム接続機器等整備一式の３点が固定資産台帳に税込みで記載されていた。税抜価格に修正すべきである。	該当する３点の固定資産台帳について、帳簿価格を税抜価格に修正した。
	平成15年度非常勤職員の賃金台帳について	［賃金台帳の記載事項について］ 非常勤職員の賃金台帳の記載内容を確認したところ、生年月日の記載がない者が１名、生年月日に誤りがあった者が６名分あった。	平成22年度分の賃金台帳において、指摘された生年月日の記載がないもの、生年月日に誤りがあったものについて修正した。 また、平成22年度のすべての非常勤職員の賃金台帳についても、再度、氏名、住所、生年月日、賃金支給額など記載事

	頂のチェックを行い、誤りのないことを確認した。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青　森　県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚ニ付十五円一銭